

振動規制のしおり

令和8年4月
石川県

1 法の目的

振動規制法は、規制地域における工場・事業場から発生する振動及び建設工事に伴って発生する振動を規制するとともに、自動車の運行に伴い発生する道路交通振動に係る要請の措置を定めることによって、生活環境を保全し、住民の健康を保護することを目的としています。

2 規制地域

石川県では、全ての市町（19市町）において知事又は市長が規制地域を定めています。具体的な規制地域の範囲等については、各市町環境担当課へお尋ねください。

表-1 規制する地域の指定状況

市町	当初施行年月日	最終施行年月日	平成24年度以降の改正年度	市町	当初施行年月日	最終施行年月日	平成24年度以降の改正年度
金沢市	S53.5.1	R4.4.1	H28	野々市市	S54.5.1	R4.4.1	H24, 27、R1, 2
七尾市	S53.5.1	H24.4.1		川北町	S54.5.1	H11.5.1	
小松市	S53.5.1	R4.3.18		津幡町	S55.5.1	H23.5.1	
輪島市	S56.5.1	R2.4.1	H24	内灘町	S55.5.1	H21.5.1	
珠洲市	S56.5.1	H24.4.1		志賀町	S55.5.1	H18.4.1	
加賀市	S53.5.1	H24.4.1		宝達志水町	S55.5.1	H18.4.1	
羽咋市	S54.5.1	H24.4.1		中能登町	S55.5.1	H23.5.1	
かほく市	S55.5.1	R4.4.1	H24	穴水町	S56.5.1	H14.4.1	
白山市	S54.5.1	R6.1.5	H25, 27	能登町	S56.5.1	H14.4.1	
能美市	S54.5.1	H24.4.1					

※ 規制地域は平成24年4月1日から施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、各市においては各市長が、各町においては知事が定めています。

3 工場振動の規制

(1) 特定施設と規制基準

規制地域（表－1）内で特定施設（表－2）を設置する工場又は事業場（「特定工場等」といいます）は、規制基準（表－3）の適用を受けます。

表－2 特定施設

施設の種類	規模・能力	備考
① 金属加工機械		
イ 液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの	
ロ 機械プレス	すべてのもの	
ハ せん断機	原動機の定格出力1kW以上のもの	
ニ 鍛造機	すべてのもの	
ホ ワイヤフォーマーマシン	原動機の定格出力37.5kW以上のもの	
② 圧縮機*	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	
③ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力7.5kW以上のもの	
④ 織機	原動機を用いるもの	
⑤ コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計2.95kW以上のもの	
コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計10kW以上のもの	
⑥ 木材加工機械		
イ ドラムバーカー	すべてのもの	
ロ チッパー	原動機の定格出力2.2kW以上のもの	
⑦ 印刷機械	原動機の定格出力2.2kW以上のもの	
⑧ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機を除き、原動機の定格出力30kW以上のもの	
⑨ 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	
⑩ 鋳造型機	ジョルト式のもの	

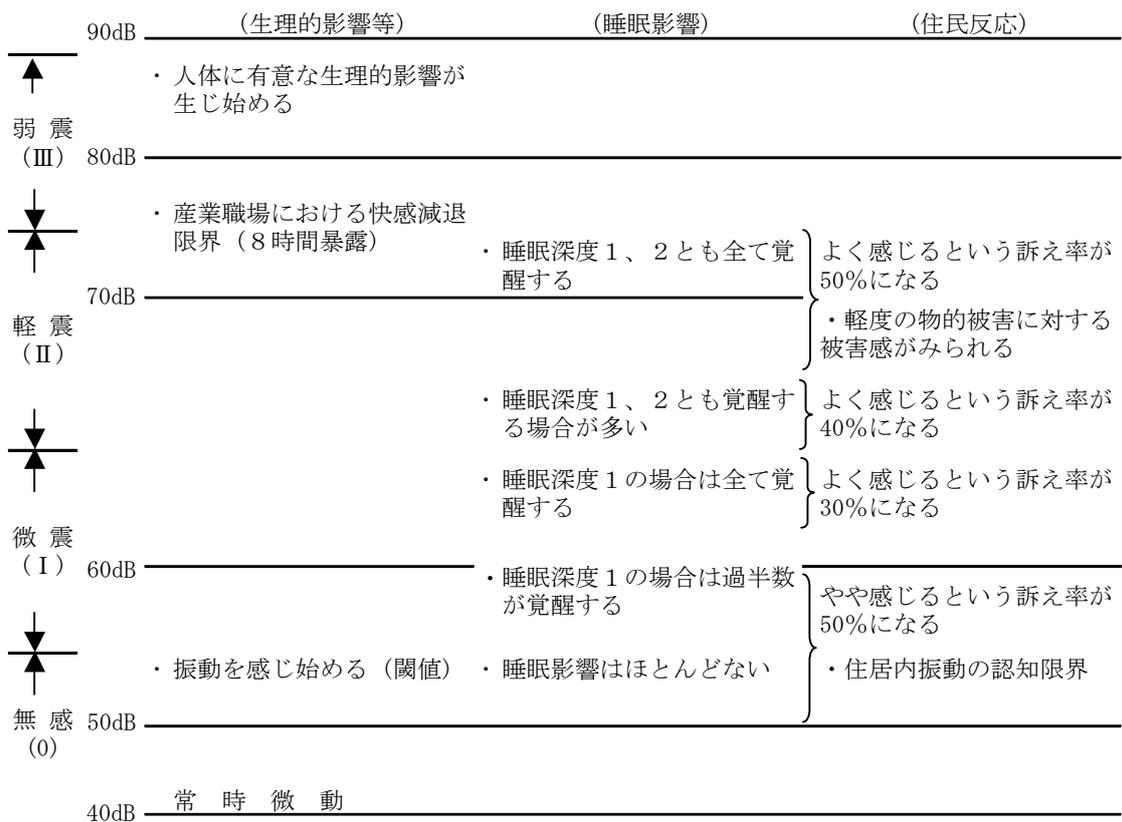
（備考）1馬力は0.746kWに相当するものとして取り扱います。

※ 冷凍機に用いるものは含まれません。

表－3 特定工場等の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	夜 間 (午後7時から翌日午前8時まで)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル
ただし、学校・保育所・病院・患者を入院させるための施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。		
<p>（備考）</p> <p>第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 （おおむね第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域）</p> <p>第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域 （おおむね近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）</p> <p>※ 具体的な規制地域の範囲は、各市町環境担当課へお尋ね下さい。</p>		

【参 考】 振動による影響と振動レベル（地表換算値）の関係



(2) 届 出

規制地域（表－1）内の工場・事業場に特定施設（表－2）を設置しようとする（している）事業者は、市町長への届出（表－4）が義務づけられています。

表－4 特定施設の届出

届出の種類	届出を必要とする場合	届出様式	提出部数	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則	届出者
①特定施設設置届 (法第6条第1項)	規制地域内で、工場等（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を新たに設置しようとする場合	様式第1	正副2部 (添付書類を含む)	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 30万円以下の罰金 (法第26条)	特定施設を設置しようとする者
②特定施設使用届 (法第7条第1項)	・新たに規制地域となった工場等において、現に特定施設を設置している場合（設置の工事をしていものを含む。） ・現に規制地域内で設置している施設が特定施設になった場合（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）	様式第2		規制地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から30日以内	同上 10万円以下の罰金 (法第27条)	特定施設を設置している者
③特定施設の種類の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届 (法第8条第1項)	①又は②の届出に係る特定施設の種類の種類及び能力ごとの数又は使用の方法を変更する場合。 ただし、種類の種類及び能力ごとの数を増加しない場合若しくは使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合はこの限りでない。	様式第3		当該事項の変更に係る工事開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 10万円以下の罰金 (法第27条)	①又は②の届出をした者
④振動防止の方法変更届 (法第8条第1項)	①又は②の届出に係る振動防止の方法の変更の場合。 ただし、振動の大きさの増加を伴わない場合はこの限りでない。	様式第4		振動防止の変更に係る工事の開始の日の30日前まで	同上 10万円以下の罰金 (法第27条)	同上
⑤氏名（名称、住所、所在地）変更届 (法第10条)	①又は②の届出に係る氏名、名称、住所又は所在地に変更があった場合。ただし、工場の移転、⑦の承継の場合を除く。	様式第6		氏名、名称、住所又は所在地の変更のあった日から30日以内	同上 3万円以下の過料 (法第29条)	同上
⑥特定施設使用全廃届 (法第10条)	①又は②の届出に係るすべての特定施設の使用を廃止した場合	様式第7		特定施設の全部の使用を廃止した日から30日以内	同上 3万円以下の過料 (法第29条)	同上
⑦承継届 (法第11条第3項)	①又は②の届出者の地位を承継（譲受、借受、相続、合併又は分割による。）した場合	様式第8		承継があった日から30日以内	同上 3万円以下の過料 (法第29条)	①又は②の届出者の地位を承継した者

【参 考】届出の手続について

- 届出書は、各市町環境担当課へ提出してください。
- 届出書の用紙は、各市町環境担当課にあります。
- ①、②、③、④の届出書を騒音規制法による届出書と同時に提出する場合、添付書類が同一のときは振動に関する届出書にその旨記載し、添付書類を省略することができます。
- ⑤の氏名（名称、住所、所在地）変更届及び⑦の承継届は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び騒音規制法と同一の様式で届出することができます。

4 建設作業振動の規制

規制地域（表－1）内において特定建設作業（表－5）を伴う建設工事を施工しようとする場合は、市町長への届出（表－6）が義務付けられており、規制基準（表－5）の適用を受けます。

表－5 特定建設作業の種類と規制基準

特定建設作業の種類 〔開始した日に終了するものを除く〕	規制基準（振動規制法施行規則別表第1）					備 考					
	振動の大きさ	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日、その他の休日の作業禁止						
①くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと。	第1号区域 第1種区域、第2種区域(A)の全域及び第2種区域(B)の一部 午後7時～翌日の午前7時	第1号区域 10時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	日曜日、その他の休日	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。					
②鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							第2号区域 第2種区域(B)の一部 午後10時～翌日の午前6時	第2号区域 14時間を超えないこと	ただし、 ・災害等の事態 ・人の生命等の危険防止	ただし、 ・災害等の事態 ・人の生命等の危険防止	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
③舗装版破碎機を使用する作業											
④ブレーカーを使用する作業											

(備考) 1 区域の区分は、次の区分によります。

・第1号区域：規制地域のうち、次の(1)～(3)の区域

(1) 第1種区域の全域

(2) 第2種区域(A) (住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域) の全域

(3) 第2種区域(B) (主として工業等に供されている区域) であつて、

①学校、②保育所、③病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、

④図書館、⑤特別養護老人ホーム、⑥幼保連携型認定こども園

の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

・第2号区域：第2種区域(B)のうち第1号区域を除く区域

2 基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業については、市町長は勧告又は命令を行うに当たり、1日の作業時間を4時間までに短縮させることができます。

表-6 特定建設作業の届出

届出の種類	届出を必要とする場合	届出様式	提出部数	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則	届出者
特定建設作業実施届 (法第14条第1項及び第2項)	規制地域内で特定建設作業を実施しようとする場合	様式第9	正副2部 (添付書類を含む)	特定建設作業開始の日の7日前 (法第14条第1項)	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 10万円以下の罰金 (法第27条)	特定建設作業を伴う建設工事を施工する者 (元請負人)
				災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合は、速やかに届け出る。 (法第14条第2項)	同上 3万円以下の過料 (法第29条)	同上

(備考) 1 添付書類は次のとおりです。

- (1) 特定建設作業の場所の付近の見取図
- (2) 特定建設作業を伴う工事の概要を示した工程表で特定建設作業の工程を明示したもの
- 2 届出書の用紙は各市町環境担当課にあります。届出書は各市町環境担当課へ提出してください。
- 3 規則に定められたフレキシブルディスクによる届出もできます。(様式第10)

【参考】

特定建設作業に該当する作業の判定

建設作業の名称	判定 ○：特定建設作業 ×：特定建設作業ではない作業
ディーゼルパイルハンマ	○
ドロップハンマ	○
もんけん(人力)	×
油圧パイルハンマ	○
エアハンマ	○
バイブロハンマ	○
油圧圧入、ワイヤ圧入	×
プレボーリング工法(アースオーガ+直打工法)	○
プレボーリング工法(アースオーガ+根固め)	×
中掘工法(アースオーガ+直打工法)	○
オールケーシング工法(ベノト工法)	×
アースドリル工法	×
リバースサーキュレーション工法	×
地中連続壁工法	×
鋼球による破壊	○
舗装版破砕機(ハンマを落下させるもののみ)	○
ハンドブレーカ	×
油圧ブレーカ	○
コンクリート圧砕機	×
ブルドーザ(40kW以上のもの)	×
バックホウ(80kW以上のもの)	×
トラクタショベル(70kW以上のもの)	×

「建設作業振動マニュアル」(平成6年4月社団法人日本建設機械化協会)P24をもとに作成

出典：環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室「よくわかる建設作業振動防止の手引き」

5 工場振動、建設作業振動の測定方法

(1) 測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行います。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとされています。

(2) 振動の測定方法は、次のとおりとされています。

① 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

イ 傾斜及びおおうとつがない水平面を確保できる場所

ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

② 暗振動の影響の補正は次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

表-7 暗振動の補正 (単位：デシベル)

指示値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2		1			

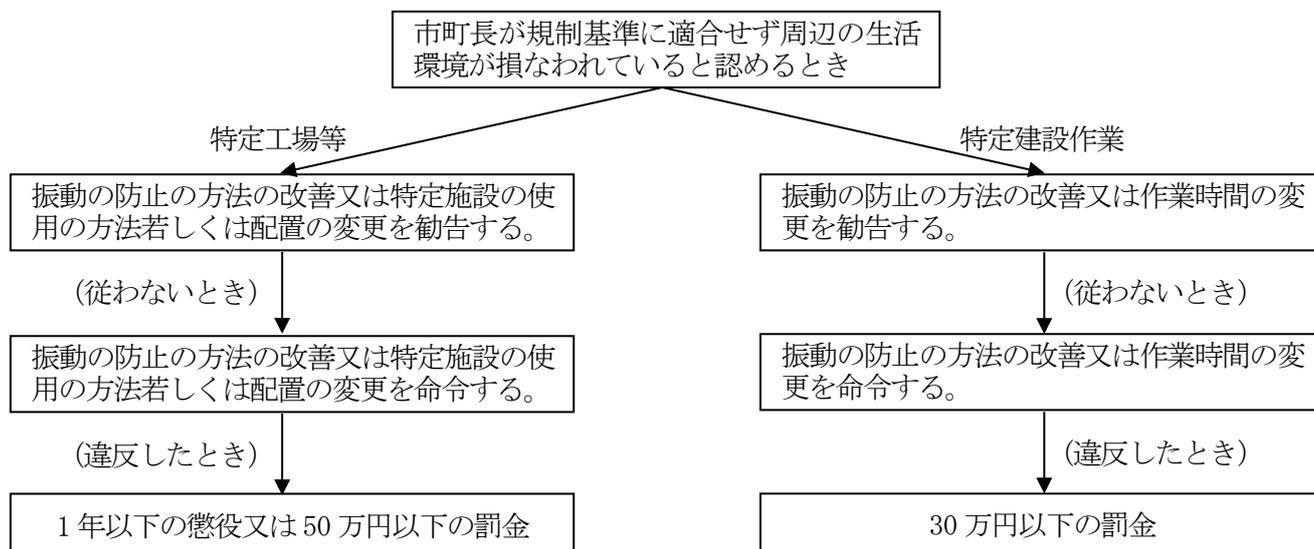
(3) 振動レベルの決定は、次のとおりとされています。

① 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

② 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

③ 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端値とする。

6 行政処分と罰則



※ 新たに規制地域となった地域内であって、施行の日以前に特定施設を有していた工場、事業場については、特定施設の使用届出を提出して下さい。なお、改善勧告等は、施行の日から3年間は適用が猶予されます。

ただし、前述の工場、事業場が使用の届出とは別に特定施設を設置する場合は改善勧告等の猶予期間はありません。

※ 新たに規制地域となった地域内で施行の日以前に特定建設作業を行っていた場合は届出を要しませんが、規制基準は施行の日から適用されます。

なお、改善勧告等の猶予期間はありません。

7 道路交通振動に係る県公安委員会等への要請等の基準

市町長が道路交通振動の測定を行った場合、その大きさが限度（表－8）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損われると認める時には、道路管理者に対して、道路交通振動防止のための舗装、維持又は修繕の措置をとることについて要請するものとされ、また、県公安委員会に対して、信号機の設置、交通規制等の措置をとるべきことを要請するものとされています。

表－8 道路交通振動に係る要請等の限度（要請限度）

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		(午前8時から午後7時まで)	(午後7時から翌日午前8時まで)
第1種区域		65 デシベル	60 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

- (1) 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。
この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- (2) 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- (3) 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- (4) 振動ピックアップの設置場所及び暗振動の補正の方法は、5の(2)①及び②に同じ。
- (5) 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

8 環境保全資金の融資制度について

県では、環境保全のための施設整備資金にお困りの中小企業者の方々のために、石川県環境保全資金融資制度を設けています。

この制度についての詳しい内容は、石川県生活環境部環境政策課までお問い合わせください。

振動規制についてのご質問は、各市町環境担当課までお問い合わせ下さい。

(法のほか、市町の条例によって、規制している場合があります。)

このしおりに関する問い合わせ先

石川県生活環境部環境政策課 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

環境管理グループ TEL 076-225-1463 (直通) FAX 076-225-1466

E-mail: taiki@pref.ishikawa.lg.jp

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html#souen>)

